

関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 保税蔵置場又は保税工場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出事項について、財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。
(関税法施行規則第4条の7及び第4条の13の新設)
- 2 認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出事項について、財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第9条の9の新設)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、平成22年4月1日から施行することとする。